

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

## I 現状

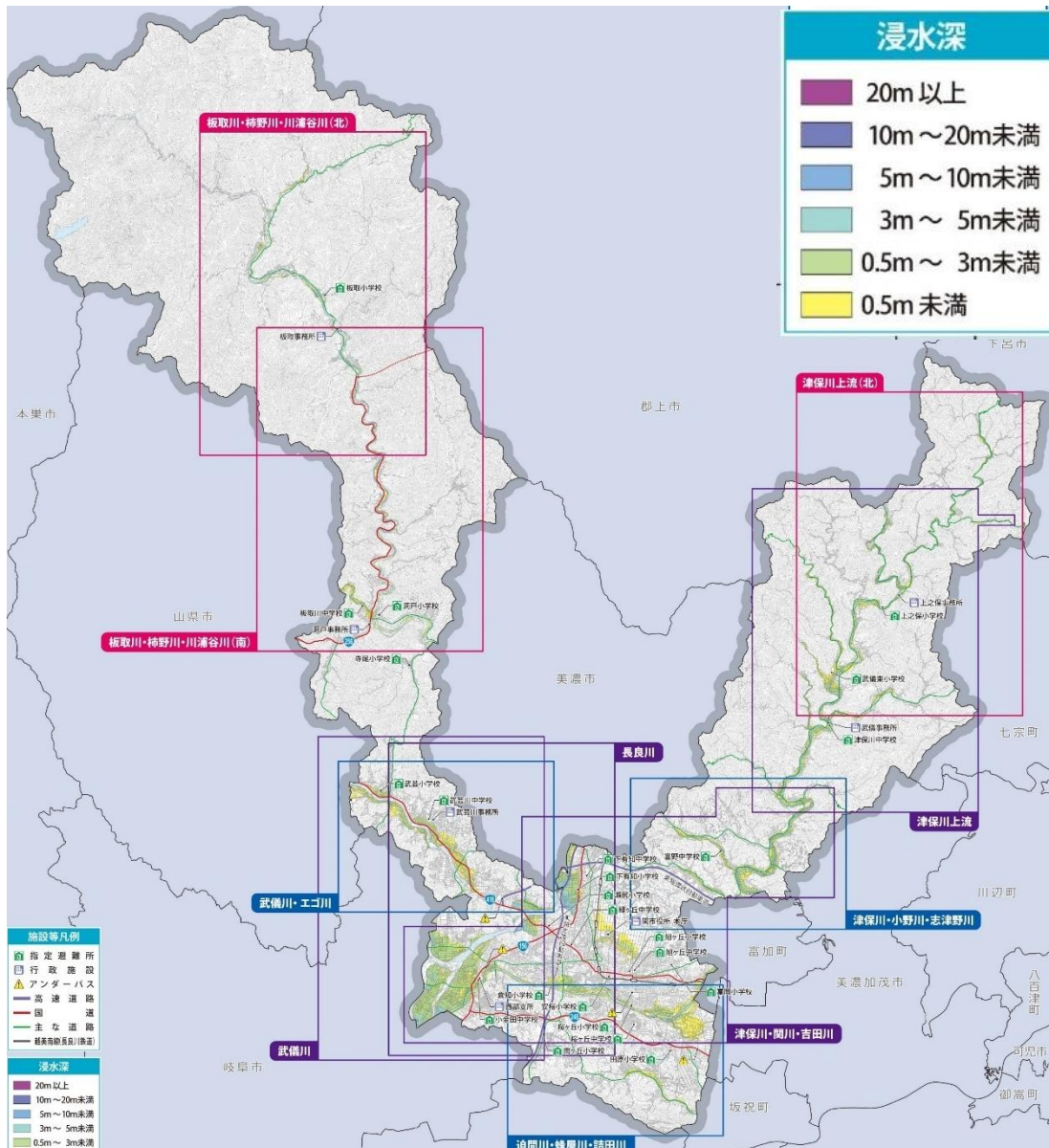
### (1) 地域の災害等リスク

#### ①風水害

関市は、木曾川水系長良川流域に属し、この支川が関地域付近で合流する。

このため、ひとたび水害が発生すると大きな被害を受けやすい地形となっており、長良川本川のほか、津保川、武儀川、板取川などで氾濫による被害が多く発生している。

#### 【洪水ハザードマップ（関市全域）】



資料：関市洪水ハザードマップ（せき防災ポータル（令和3年3月））

※ 次頁にて、当所管内に拡大した図を表示。

## 【洪水ハザードマップ（当所管内拡大図）】



当所管内に限定すると、長良川流域において浸水想定が高い地域が密集している。特に戸田、保明、側島地域においては、地域全体として浸水想定が0.5m以上から5.0m未満の想定がされている。また、津保川流域においても、浸水想定が0.5m以上から3.0m未満の想定がされている。

※浸水深は計画規模降雨（L1）による

### （過去の被害）

平成30年7月の台風7号接近による豪雨の影響で氾濫し、上之保地区、武儀地区等では、多くの家屋や倉庫、店舗、事業所等で浸水被害が生じた。

当所管内においても、富野地区と桜ヶ丘地区にて、被害が発生しており、被害状況調査や補助金申請の支援を実施した。

### 平成30年7月豪雨災害 住宅等被害

被災地区	住家被害 世帯数					住家被害 棟数				
	全壊	半壊	床上	床下	合計	全壊	半壊	床上	床下	合計
富野地区	1	50	2	46	99	2	55	4	51	112
武儀地域		85	4	75	164		87	3	82	172
上之保地域	11	86	9	41	147	9	87	9	47	152
桜ヶ丘地区				1	1				1	1
武芸川地域				2	2				2	2
合計	12	221	15	165	413	11	229	16	183	439

資料：関市

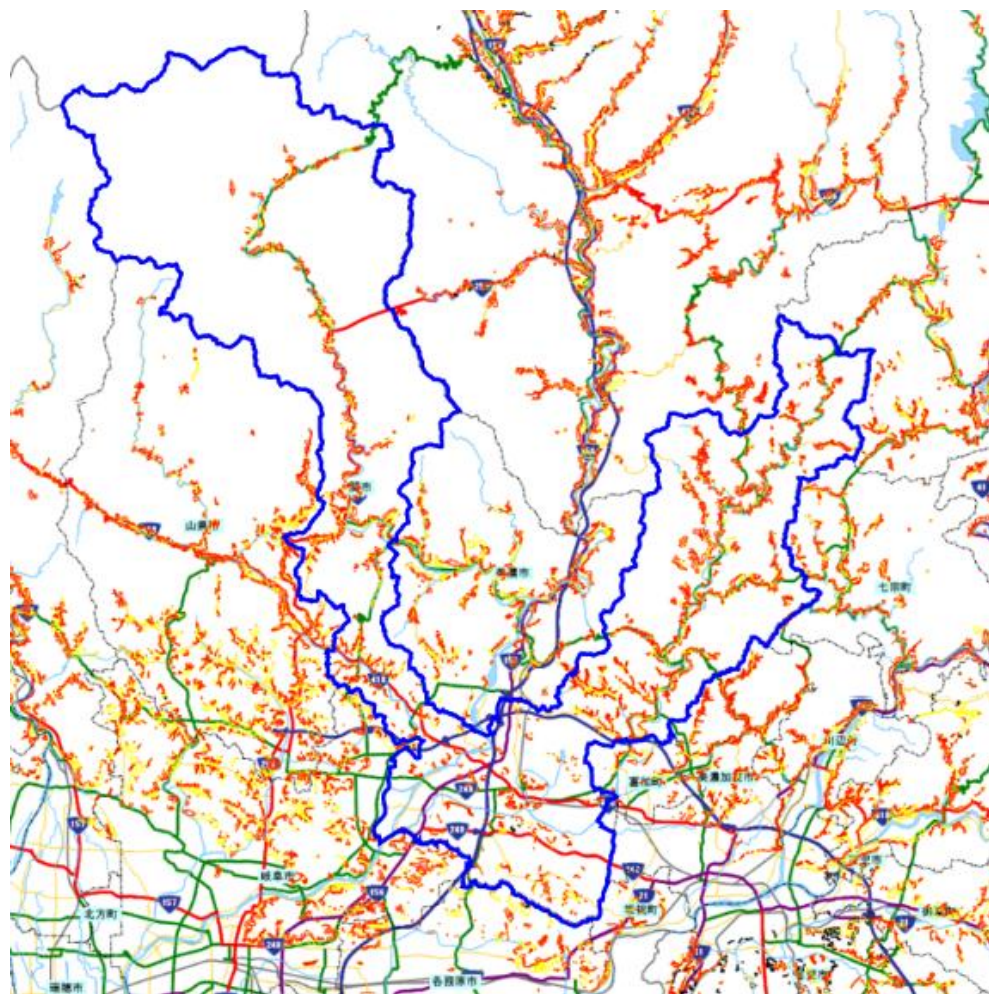
## ②土砂災害

関市の中部以北の山地は全般に急斜面が多く、起伏の大きな壮年期山地となっている。このため、急斜面部では、斜面崩壊が発生しやすい状況にある。過去にも、台風や集中豪雨などの雨による地盤のゆるみなどにより、山地斜面が崩壊するなどの土砂災害が発生している。

当所管内に限定してみた場合、土砂災害（特別）警戒区域が市内全体に点在していることが伺える。

また、山間部は市街地と比べ、土砂災害（特別）警戒区域が広範囲に分布していることがわかる。

### 【土砂災害警戒区域】



資料：関市

#### 土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）

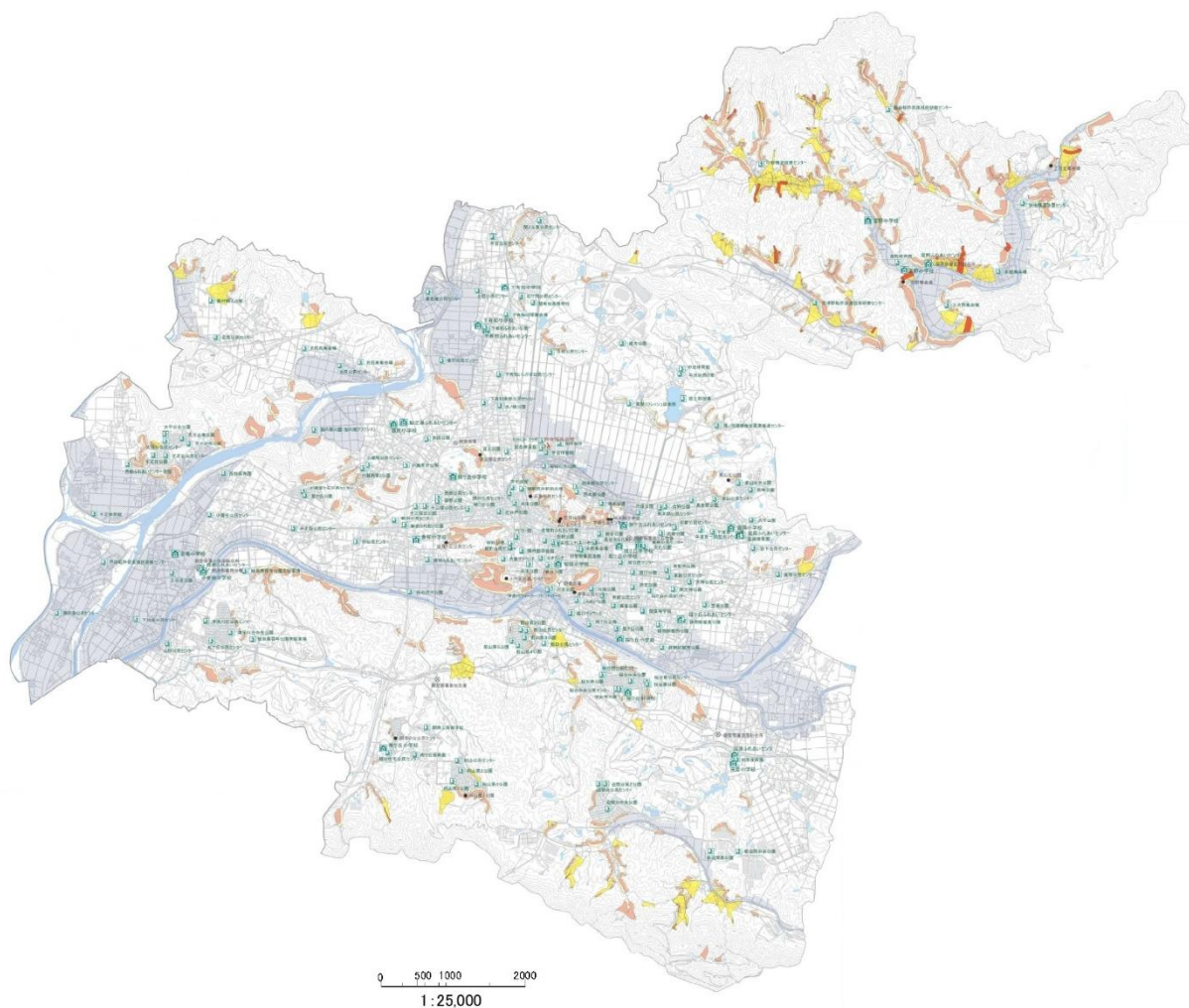
土砂災害警戒区域（イエローゾーン）のうち、土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ住民の生命又は身体に著しい危険が生ずるおそれがあると認められる土地の区域。特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる。

#### 土砂災害警戒区域（イエローゾーン）

土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危険が生ずるおそれがあると認められる土地の区域。

※ 次頁にて、当所管内に拡大した図を表示。

## 【関市土砂災害ハザードマップ 当所管内拡大図】



資料：土砂災害ハザードマップ（せき防災ポータル（令和3年3月））



### ③地震災害

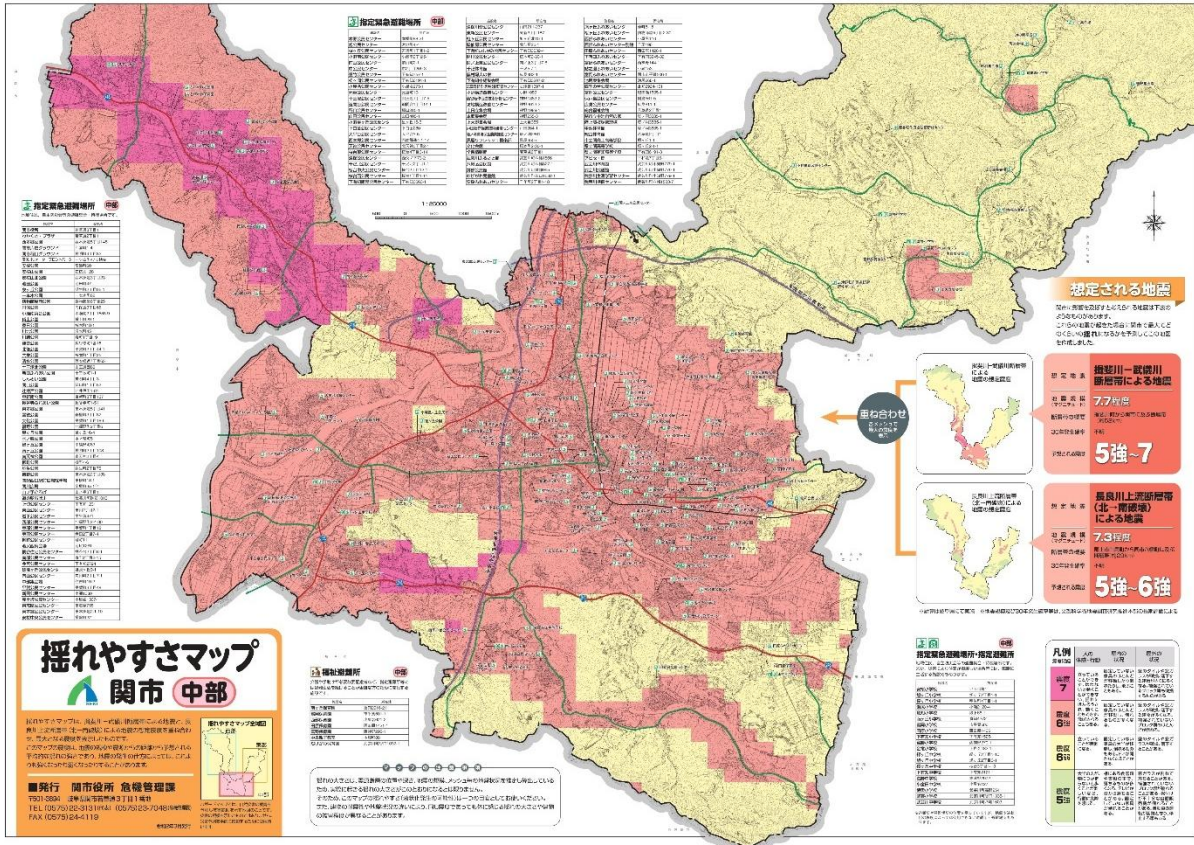
岐阜県は全国的に見ても活断層の分布が非常に多く、関市周辺にも揖斐川断層や武儀川断層、阿寺断層といった有名な活断層が存在している。

これらの活断層の活動による内陸直下型地震のほか、東海地震、南海トラフ地震といった海溝型地震も近いうちには発生する可能性が高いといわれている。

当所管内を見た場合でも、市内全域に渡って、震度6強、また一部地域で震度7の地震が想定されるエリアが存在しており、大きな被害が予想される。

また、液状化現象についても一部エリアで懸念されている。

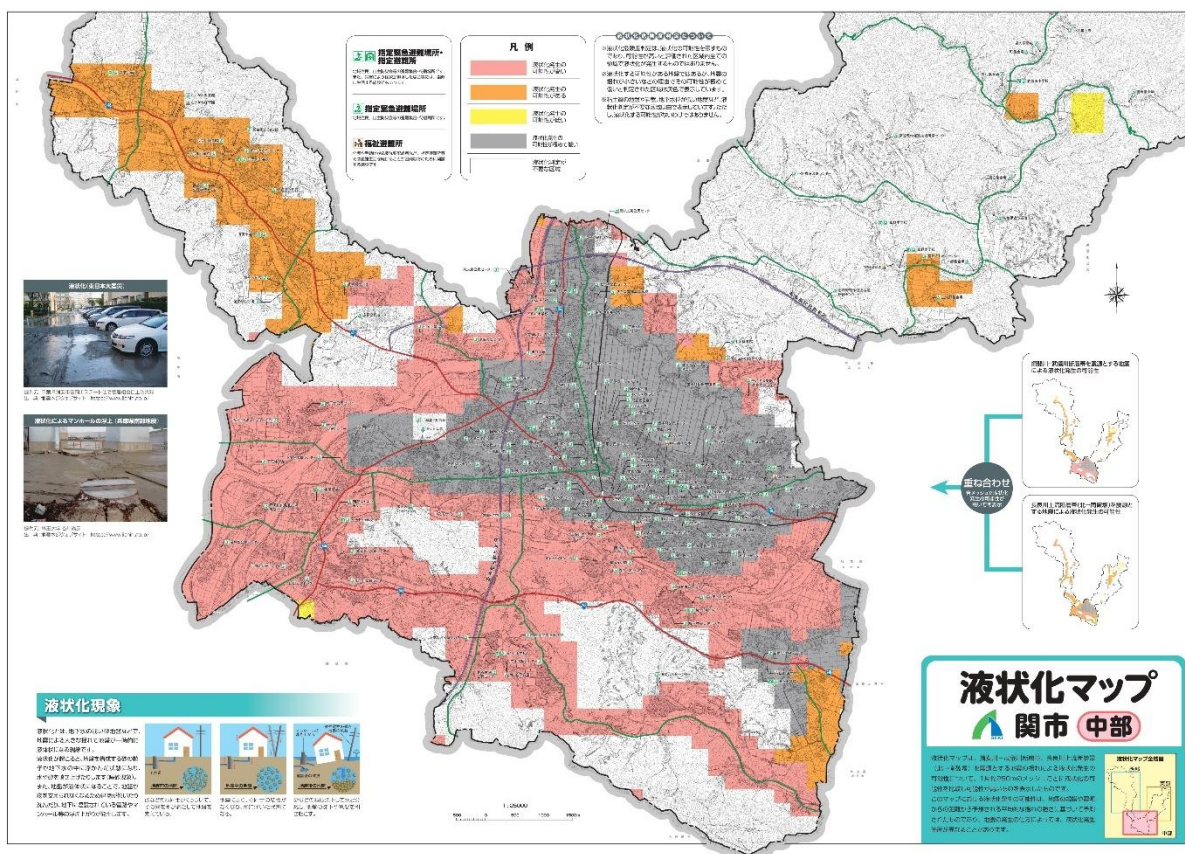
### 【揺れやすさマップ 当所管内拡大図】



資料：揺れやすさマップ 関市中部（せき防災ポータル（令和2年3月））

凡例 震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
震度7	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできない。飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ばすこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。
震度6強	立っていることが困難になる。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
震度6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
震度5強	大半の人が、物につかまらなと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。

## 【液状化マップ 当所管内拡大図】



資料：液状化マップ 関市中部（せき防災ポータル（令和2年3月））

### ④感染症

新型インフルエンザは10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように、突如正体不明の新型ウイルス感染症が発生する可能性もある。全国的かつ急速にまん延する新型ウイルス感染症は、国民の大部分が免疫を獲得していない可能性が高く、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがあり、日常生活においてもこれまでの生活習慣や行動を変えなければならないほどのリスクがある。

（感染症発生時の被害想定）

感染症は、基本的に人と人の接触が大きなリスクとなる。

このため感染症拡大時期では、人の移動や接触が制限されることとなり、人対人の接触を前提としている事業活動や業務に大きな制約が生じることとなる。

さらに、海外感染拡大発生時、国内感染者発生時、全国感染拡大～蔓延期ごとに事業に与える影響が想定される。

### ⑤その他

関市洞戸の一部、板取地域は、豪雪地帯対策特別措置法に基づく豪雪地帯として指定されており、しばしば豪雪災害による被害が発生している。

なお、当所管内においては、そのようなリスクは存在していない。

## (2) 商工業者の状況（当所管内）

商工業者数：3,876社

産業大分類	当所管内	関市総数	
	事業所数	事業所数	従業者数
<b>総数</b>		<b>4,617</b>	<b>44,459</b>
農林漁業	21	33	219
鉱業、採石業、砂利採取業	1	1	2
建設業	341	458	2,556
製造業	924	1,151	18,132
電気・ガス・熱供給・水道業	4	5	78
情報通信業	14	15	35
運輸業、郵便業	57	67	1,717
卸売業、小売業	854	977	6,843
金融業、保険業	45	48	665
不動産業、物品賃貸業	172	180	602
学術研究、専門・技術サービス業	115	128	442
宿泊業、飲食サービス業	368	437	3,106
生活関連サービス業、娯楽業	305	347	1,621
教育、学習支援業	119	133	1,151
医療、福祉	300	347	5,273
複合サービス事業	23	36	621
サービス業（他に分類されないもの）	213	254	1,396

（出典：令和3年（2021年）経済センサス活動調査）

当所管内の特徴としては、地場産業として刃物製造業があるため、多くの製造業者が存在している。さらに、関市全域に渡って下記工業団地が6ヵ所存在しており、多くの従業員が働いている。

この中で、関連合刃物（協）のエリアでは、0.5m以上3m未満程度の浸水、千疋工業団地では、0.5m以上3m未満程度の浸水が予測されている。

### 当所管内の主な工業団地

工業団地名	所在地	敷地面積	企業数	従業員数
関連合刃物（協）	肥田瀬	36,324 m <sup>2</sup>	13	507
関金型工業団地	倉知	33,042 m <sup>2</sup>	11	127
小瀬工業団地	小瀬	12,643 m <sup>2</sup>	8	77
千疋工業団地	千疋	31,470 m <sup>2</sup>	3	175
関工業団地	新迫間	414,588 m <sup>2</sup>	15	2,030
関テクノハイランド	のぞみヶ丘	420,515 m <sup>2</sup>	11	1,518

（出典：令和6度 関市の工業）

### (3) これまでの取組

#### ①当市の取組

- ・「新型インフルエンザ等対策行動計画」を平成26年3月に公開
- ・関市地域防災計画は、令和6年3月に修正し、本編（「総則編」、「災害予防編」、「災害警戒・対策編」、「災害復旧・復興編」、「原子力災害編」）と資料集（「災害対応マニュアル編」、「資料編」、「様式編」）で構成。
- ・総合防災訓練は、最大震度7の地震を想定し年1回実施。（直近では令和7年10月26日に実施）

#### 【当市の災害用物資・機材等の備蓄状況】

品目	数量	単位
主食類（米・パン等）	20,586	食
アルファ化米	46,920	個
栄養補助食品	100	個
水（500ml）	10,488	本
ストーブ（石油）	6	台
扇風機	54	台
携帯トイレ	7,240	回分
簡易トイレ	792	台
毛布	13,128	枚
パーテーション	2,667	枚
生理用品	8,368	枚
トイレットペーパー	28,492	巻
大人用紙おむつ	984	台
子供用紙おむつ	1,348	枚
組立トイレ（便槽型）	73	基
マンホールトイレ	82	基
簡易ベッド	333	台

（令和6年11月1日現在）資料：内閣府

#### ②当所の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知。（中小企業庁発行の経営サポートガイドブックを窓口にて配布）
- ・日本商工会議所ビジネス総合保険制度等損害保険への加入促進。
- ・BCP策定の手順を記載した小冊子を1,300部作成し、会員を中心に配布。  
（令和7年度実施）
- ・「事業継続力強化計画策定ワークショップ」を開催。（令和7年8月27日）
- ・BCPや事業継続力強化計画をテーマとした研修会への参加。  
（令和7年6月10日 日本商工会議所主催（オンライン） 1名参加）
- ・緊急連絡網の整備。
- ・新型コロナウイルス感染症流行時における対応策を策定
- ・防災備品（スコップ、手動発電式のラジオ、手動発電式の懐中電灯、予備電池等）の備蓄。
- ・救急箱の常備。

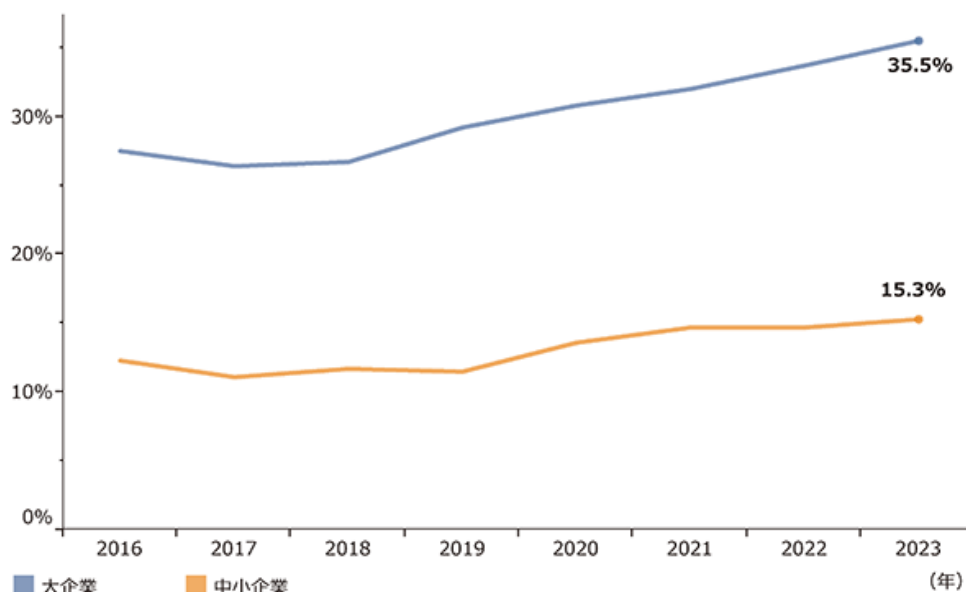
## II 課題

現状では、以下の点について、課題が浮き彫りとなっている。

### (1) 事業者の防災・減災対策について

下記(※)は、小規模企業白書の「事業継続計画(BCP)に対する企業の意識調査(2023年)」を用いて、企業規模別にBCP策定率の推移を見たものである。これを見ると、いずれの企業規模においても、BCP策定率は上昇傾向で推移しており、2023年の大企業のBCP策定率は35.5%であるのに対して、中小企業は15.3%となっている。

【BCP策定率の推移】



資料：(株)帝国データバンク「事業継続計画(BCP)に対する企業の意識調査(2023年)」(2023年5月)  
(注)企業規模区分は、原則として中小企業基本法に準拠している。加えて、全国売上高ランキング(TDB産業分類)に基づき、以下の分類を行っている。  
中小企業基本法で小規模企業を除く中小企業に分類される企業の中で、業種別の全国売上高ランキングが上位3%の企業を大企業として区分。  
中小企業基本法で中小企業に分類されない企業の中で、業種別の全国売上高ランキングが下位50%の企業を中小企業として区分。

(※(株)帝国データバンク「事業継続計画(BCP)に対する企業の意識調査(2023年)」：(株)帝国データバンクが2023年5月、全国27,930社の企業を対象にアンケート調査を実施(有効回答11,420件、回収率40.9%)。)

小規模企業白書によると、企業規模別のBCP策定状況は、「策定している」、「現在、策定中」、「策定を検討している」と回答した割合は、大企業が約6割に対して、中小企業は約4割となっている。また、中小企業の約半数は「策定していない」と回答しており、大企業に比べて中小企業のBCP策定が進んでいない状況である。

また、中小企業庁のホームページにおいて公表されている令和7年5月末日時点での事業継続力強化計画認定件数は81,871件(岐阜県全体では1,696件)であるが、関市内の企業の認定件数は35件程度にとどまっている(BCP作成事業者含む)。このことから当地区内では防災・減災に対する問題意識が十分でなく関心が低いことと、スキル・ノウハウがなく具体的に何から取りかかればよいか分からない事業者が多い状況であるといえる。

## (2) 感染症対策について

感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出勤させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

## (3) 当所の支援体制について

当所として、事業継続力強化支援を進めるにあたり、保険・共済等の自然災害の影響を軽減するための取組や事業者BCP等の策定など、防災・減災対策に関する知識やノウハウ等が不足しており、効果的な事業者支援を行うための人員が十分でない。

## (4) 災害発生時の対応について

緊急時の取組について、当市と当所の連絡方法や情報共有の仕組みなど、今後円滑に運用できるよう連携を強化していく必要がある。

また、当所としてもBCPは作成したが、実際に災害に遭遇した場合に迅速に対応できるかが不明であることから、事業継続力強化の支援を行う立場としては、情報共有を徹底し、訓練や教育などを通して、早急に対応できるような体制づくりが必要がある。

## Ⅲ 目標

当該計画の実施により、いかなる自然災害が発生しても小規模事業者が経済活動を機能不全に陥らせないことを目標として、事業者BCPの策定支援を強化するほか、発災時の商工被害を的確に把握し報告する体制づくり、速やかな応急対応及び復興支援策が行えるよう、また地区内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう体制を平時から構築することを目指す。

### (1) 事業者の防災・減災・感染症対策について

地区内小規模事業者に対して、巡回・窓口指導や普及啓発のために、BCP策定方法を啓発する小冊子を配布し、危機管理リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。

また、事前対策の必要性を認識した事業者を対象として、BCP策定に係る集団セミナーおよび個別相談会を開催し、BCP等作成にかかる支援を行なう。

(目標件数)

- ・事業継続力強化支援 巡回・窓口指導件数 年：30件
- ・事業者BCP等策定セミナーの開催 年：1回
- ・事業者BCP等作成支援事業者数 年：10事業者
- ・事業者BCP等作成事業者数 年：5事業者

### (2) 当所の支援体制について

事業継続力強化支援を実施するにあたり、担当者は日本商工会議所または中小機構が開催する研修会（オンライン含む）に参加し必要な知識を得るとともに、BCPまたは事業継続力強化計画の策定手法を学び、それらの情報を経営支援員で共有することでスキルアップを図る。

また、当所のBCPについても継続的な見直しや改善による当所自身の事業継続力強化を図り、常に商工会議所全体の資質向上を努めることにより支援体制を充実させる。

### (3) 災害発生時の対応について

- ・ 発災時における連絡体制を円滑に行うため、当所と当市との間における被害情報報告ルート及びマニュアルを構築する。
- ・ 当所では、BCPを作成しており、これに基づいて、発災時に関係機関との連携をスムーズに実施できる体制並びに速やかな対応及び復興支援策を行うための体制を平時から構築する。
- ・ 発災後、速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

#### ※その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに岐阜県に報告する。

## (1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日

## (2) 事業継続力強化支援事業の内容

当所と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

### I 事前の対策

令和2年3月に改定された「関市地域防災計画」で掲げられているとおり、当所の防災に関し処理すべき事務又は業務の大綱について、本計画との整合性を整理し、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

#### (1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

(自然災害)

##### ① 巡回・窓口指導による周知

- ・浸水想定エリアなど自然災害のリスクが高いと想定される事業者を絞り込み、優先的に巡回・窓口指導を実施して、災害リスクの啓発を行う。
- ・巡回経営指導及び窓口相談対応時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水害補償等の損害保険・共済加入等）について、商工会議所会員向け保険制度のパンフレット等を用いて説明する。また、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・リスク管理状況を簡易的に診断できるチェックシートを作成し、チェックシートを利用した診断を実施するとともに、リスクを軽減するための取組や対策を提案する。
- ・必要に応じて東京海上日動火災保険株式会社（全国商工会議所のビジネス総合保険制度の引受保険会社）等の職員同行を依頼し、管内の小規模事業者に災害時の利用できる保険商品等の説明を行う。

##### ② 広報媒体の活用による周知

- ・会報や広報、ホームページやSNS等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCP等に積極的に取り組む小規模事業者の紹介を行う。

##### ③ 事業継続力強化計画策定セミナー開催、啓発活動

a) 事業継続力強化計画策定セミナーの内容（3時間程度開催、10名参加を想定）

- \*事業継続力強化計画について
- \*事業継続力強化計画の策定（ワークショップ）
- \*事業継続力強化に向けた今後の取組
- \*個別相談会（策定した計画のブラッシュアップ）

#### b) 小冊子「BCP策定の手引き」の配布

令和7年度にて作成の小冊子「BCP策定の手引き」を会員に配布し、BCPおよび事業継続力強化計画の策定の普及を図る。

なお小冊子は、事務所窓口や団体会議等にて配布する。

#### c) 感染症に関する対応

- ・ 新型コロナウイルス感染症は、突発的に発生するものあり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新かつ正確な情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・ 事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

### (2) 当所自身の事業継続計画の作成

- ・ 当所は、令和2年12月1日に事業継続計画を作成した。
- ・ 事業継続計画の作成後は定期的に訓練や見直しを行い、自組織の事業継続力の向上を図る。

### (3) 関係団体等との連携

- ・ 商工会議所ビジネス総合保険制度の引受保険会社でもある東京海上日動火災保険株式会社等に専門家の派遣を依頼し、会員事業所以外も対象とする普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・ 関係機関（市内の5金融機関や各種事業組合等）への普及啓発ポスター掲示やリーフレット等の備え付けを依頼するほか、共催によるセミナー等の実施。

### (4) フォローアップ

- ・ セミナー参加事業者や巡回指導等により、策定支援を行った事業者の進捗状況及び取組状況の確認を実施。計画未完成事業者には作成支援、計画作成事業者には計画実行支援及び計画更新支援を実施する。また、事業者BCPの啓発を行ったが、計画等未作成の事業者に対して再度周知を行う。
- ・ 関市事業継続力強化支援連携会議を年1回開催し、状況確認や改善点等について協議する。（構成員：関市、関商工会議所、関市西商工会、関市東商工会）
- ・ 当所自身の事業継続計画について改訂すべき事項が生じた場合、経営指導員等打合せ会議において協議した後、随時開催する当所管理職による所内会議で再協議を行い、その都度計画の見直しを実施する。

### (5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・ 自然災害（震度6弱の地震）が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

## II 発災後の対策

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

### (1) 応急対策の実施可否の確認

発災直後に職員の安否確認を行う。その際に①本人・家族の被災状況、②近隣の家屋や道路に関する大まかな被害状況、③出勤できる状況かどうかについて、できる限り情報収集を図る。

#### ①安否確認の方法

団体名	対象者：目標時間、手段
関市商工課	職員：発災後1時間以内、緊急連絡網
関商工会議所	職員：発災後1時間以内、緊急連絡網 会頭：3時間以内、緊急連絡網

発災後2時間以内に当所と当市で安否確認結果や大まかな被害状況等を下表のとおり共有することとし、連絡方法については、固定電話・携帯電話・メール・SNS等とする。

#### ②安否確認結果の連絡窓口

団体名	連絡窓口	
	第1順位	第2順位
関市商工課	課長	担当者
関商工会議所	事務局長	担当者

- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、関市における新型インフルエンザ等対策本部設置に基づき当所による感染症対策を行う。

### (2) 応急対策の方針決定

- ・当所事務局長と当市商工課長との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。(豪雨における例として、職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤せず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。)
- ・大まかな被害状況を確認し、被災後1日以内に情報共有する。

### ①被害規模の目安と想定する応急対応の内容

被害規模	被害の状況	想定する応急対策の内容
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・ 地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> <li>・ 被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①緊急相談窓口の設置・相談業務</li> <li>②被害調査・経営課題の把握業務</li> <li>③復興支援策を活用するための支援業務</li> </ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・ 地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①緊急相談窓口の設置・相談業務</li> <li>②被害調査・経営課題の把握業務</li> </ul>
ほぼ被害がない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目立った被害の情報がない。</li> </ul>	特に行わない

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・ 本計画により、当所と当市は以下の間隔で被害情報を共有する。

期間	間隔
発災後～1週間	1日に3回(10時、13時、16時)共有する
1週間～2週間	1日に2回(10時、15時)共有する
2週間～1ヶ月	1日に1回(10時)共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

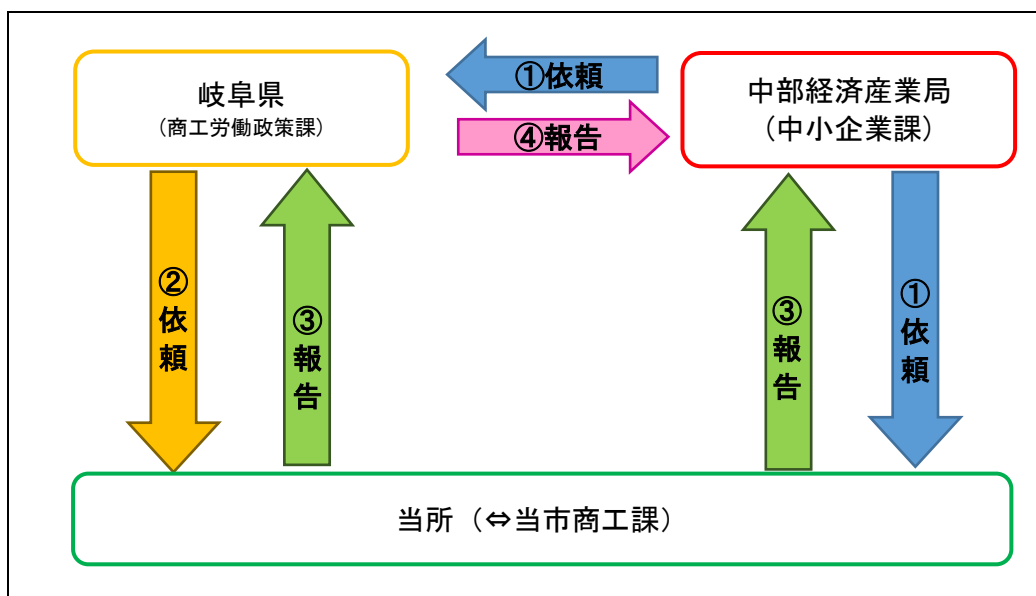
- ・ 当市で取りまとめた「関市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、テレワークや交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

### Ⅲ 発災時における指示命令系統・連絡体制

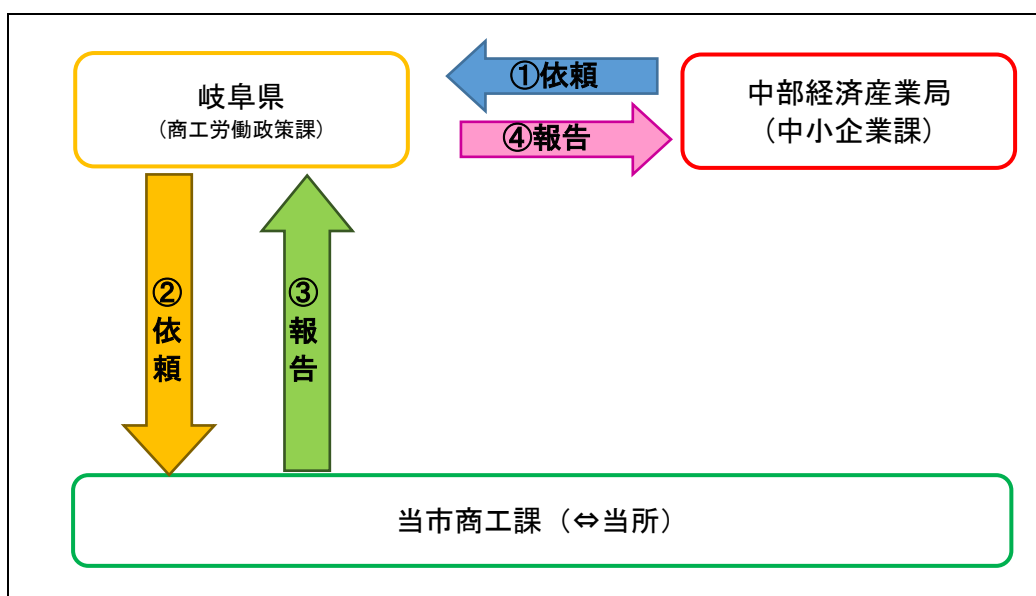
- ・ 自然災害等発生時に、地区内小規模事業者における被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・ 二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・ 当所と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法についてあらかじめ確認しておく。
- ・ 当所と当市が共有した情報を、県の指定する方法にて、当所又は当市より県の商工担当部署へ報告する。

<被害情報の報告の流れ>

【初動対応時における被害報告の流れ】



【被害実態の把握時における被害報告の流れ】



<応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

- ・相談窓口の開設方法について、当市と相談する（当所は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

<地区内小規模事業者に対する復興支援>

- ・ 県の方針に従って、復旧、復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・ 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県等に相談する。

※その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに岐阜県に報告する。

(別表2)

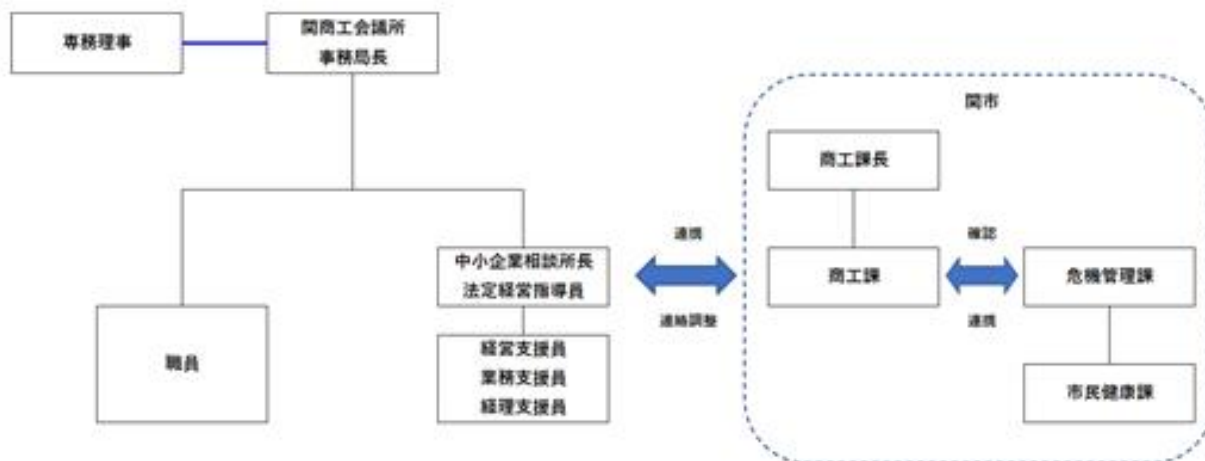
事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和7年4月現在)

(1) 実施体制

(当所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/当市の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/当所と当市の共同体制/経営指導員の関与)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する、経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

① 当該経営指導員（経営支援員）の氏名、連絡先

経営支援員 鵜飼 有珠（連絡先は後述（3）①参照）

② 当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度等）

以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・ 本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・ 本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

(3) 商工会議所、関係市町村連絡先

① 商工会議所

関商工会議所 中小企業相談所

〒501-3886 岐阜県関市本町1丁目4番地

TEL : 0575-22-2266 / FAX : 0575-24-6102

E-mail : info@sekicci.or.jp

②関係市町村

関市 産業経済部 商工課

〒501-3894 岐阜県関市若草通 3-1

T E L : 0575-23-6753 / F A X : 0575-23-7741

E-mail : shoko@city.seki.lg.jp

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに岐阜県に報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位：千円)

	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
必要な資金の額	400	400	400	400	400
事業継続力強化計画研修費	200	200	200	200	200
チラシ等、印刷費	100	100	100	100	100
連携会議運営費	10	10	10	10	10
その他	90	90	90	90	90

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
関市補助金、会費収入、事業収入など

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等